



## 新しい「部活動改革ガイドライン」のポイント

～子どもたちの活動を学校から地域へ、安心して続けられる環境づくり～

令和7年12月、スポーツ庁及び文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。そのポイントをお知らせします。

### ①なぜ改革するの？

- 少子化が進む中で、子どもたちがスポーツや文化活動に継続して親しめる場を確保するため
- 教員の負担を減らしつつ、地域全体で子どもの成長を支える仕組みをつくるため
- すべての子どもが自分らしく活動できる環境を整えるため

### ②どのように変わるの？

これまでの「学校の部活動」を、地域と協力して行う形に変えていきます。

- 地域展開…学校部活動を地域のクラブ活動に広げ、地域の人たちが支える
- 地域連携…学校の部活動に地域の人に関わる（指導員の活用、合同練習など）

### ③改革のスケジュール

これまでの「改革推進期間」を経て、令和8年度からは「改革実行期間」（前期3年・後期3年）として、この期間内に全ての部活動で休日の地域展開の実現を目指します。

### ④地域クラブ活動とは？

- 子どもたちが学校の枠を超えて参加できる活動です。
- 学校部活動のよさ（教育的な意義）を引き継ぎつつ、地域の力で新しい価値を生み出します。  
【例】マルチスポーツ、文化とスポーツの融合、年齢を超えた活動など



### ⑤安心して参加するための認定制度

国から示された内容を踏まえ、地域クラブ活動の中でも、基準を満たしたものを「認定地域クラブ活動」として、今後市が認定する制度をつくります。

<主な基準>

- 活動時間…平日2時間以内／休日3時間以内
- 休養日…週2日以上
- 参加費が高すぎない
- 登録・研修を受けた信頼できる指導者がいる
- 安全対策、学校との連携を確保している

<認定を受けると>

- 公的支援を受けることができる
- 指導を希望する教員は積極的に許可される  
※具体的な内容などについては、市で今後、検討を進めていきます。

### ⑥生徒にとってのメリット

- 多様な活動の選択肢が増える  
（好きな時間・内容を選べる）
- 安全で安心な環境で活動できる  
（指導者の質と安全対策）
- 教員以外の地域の大人からも学べる

今回紹介している内容は、国が示す「将来的な目標」としての考え方です。

大仙市では、地域の実情や学校の状況を十分に考慮しながら、今後の進め方を慎重に検討していきます。

### 【お問い合わせ先】

大仙市教育委員会事務局教育指導課  
住所 大仙市大曲上栄町2-16  
電話 0187-63-1111

